

議会運営委員会協議題

令和7年5月29日（木）

午前9時30分～ 第2委員会室

1 6月定例会提出議案の概要について

2 一宮市議会傍聴規則の一部を改正する規則について（資料No.1）

3 一宮市議会災害時行動基準の一部を改正する基準について（資料No.2）

4 その他

（1）6月定例会開会日＜6月5日（木）＞の日程について

- ・ 開会 ～ 会期決定 ～ 6月定例会提出議案上程、提案理由説明 ～ 散会
- ・ 散会后；表彰状伝達（浅井議員、松井議員… 議員30年）
（島津議員、高橋議員、森議員、渡部議員、中村議員、
鵜飼議員… 議員10年）
；感謝状伝達（竹山議員）

（2）その他

① 議会だより 2025 年 8 月号用の写真撮影について

日時 6月26日（木） 閉会后

場所 議場

② 七夕まつりのスタッフポロシャツについて（資料No.3）

一宮市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

一宮市議会傍聴規則(昭和44年一宮市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(傍聴人の定員) 第4条 略	(傍聴人の定員) 第4条 略 2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定に関わらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>
(傍聴席に入ることができない者) 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 凶器その他危険な <u>もの</u> を持っている者 (2) <u>異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者</u> (3) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗のぼりの類及び拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他議場に対し示威運動となるおそれがあるもの</u> を携帯している <u>者</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱すおそれのある</u> <u>者</u> (傍聴人の守るべき事項) 第7条 傍聴席にある者は、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 議場における言論に対して <u>可否を表明したり、又は議事の妨害となるような</u> 行為をしないこと。 (<u>写真映画等の撮影の禁止および録音等の禁止</u>) 第8条 傍聴人は、傍聴席において <u>写真等を撮影し、または録音等</u> をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場)	(傍聴席に入ることができない者) 第6条 略 (1) 凶器その他危険な <u>物</u> を持っている者 (2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (3) <u>ビラ</u> 、プラカード、 <u>垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u> (傍聴人の守るべき事項) 第7条 略 (1) <u>静粛にすること。</u> (2)～(4) 略 (5) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し <u>、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u> (<u>写真撮影等</u> の禁止) 第8条 傍聴人は、傍聴席において <u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u> をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>すみやかに</u> 退場しなければならない。 (係員の指示) 第10条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。	第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>直ちに</u> 退場しなければならない。 (係員の指示) 第10条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市議会災害時行動基準 新旧対照表（案）

現行	改正後
（災害対策会議の招集） 第3条 議長は、次に掲げるときは、災害対策会議を招集することができる。 （1）<u>地震、暴風、大雨、洪水等</u>により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき。<u>（第3</u> <u>非常配備体制となったとき）</u> （2）～（3） 略 2 略 第4条 略 （災害対策会議の活動） 第5条 災害対策会議は、市当局が災害対応に全力で専念できるよう必要な協力をし、支援体制を構築することを目的とし、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）議員からの被災状況を収集及び整理し、議長は市____対策本部に報告する。 （2）～（5） 略 第6条 略	（災害対策会議の招集） 第3条 議長は、次に掲げるときは、災害対策会議を招集することができる。 （1）<u>風水害等、地震及び原子力</u>により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき。<u>（風水害及び地震では特別非常配備、原子力では非常配備体制となったとき）</u> （2）～（3） 略 2 略 第4条 略 （災害対策会議の活動） 第5条 災害対策会議は、市当局が災害対応に全力で専念できるよう必要な協力をし、支援体制を構築することを目的とし、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）議員からの被災状況を収集及び整理し、議長は市<u>災害対策</u>本部に報告する。 （2）～（5） 略 第6条 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

「第70回おりもの感謝祭一宮七夕まつり」スタッフユニフォームについて



- | | |
|-------|---------------------------------------|
| ■色 | 紺 |
| ■素材 | ウール30%
ポリエステル70% |
| ■作製枚数 | 700枚 |
| ■サイズ | S・M・L・LL・3L |
| ■貸与枚数 | 1着 |
| ■洗濯方法 | ネット使用、乾燥機不可 |
| ■注意事項 | ウール混紡のため、
保管状況によっては
劣化や縮みの恐れあり。 |

※2025年4月、豊島株式会社（豊島半七代表取締役社長は一宮商工会議所会頭であり、一宮七夕まつり協進会副会長）より、一宮市へ120万円（300枚相当分）を寄附いただきました（市から協進会への負担金の増額を6月補正予算案に計上）。また、作製を依頼した宮田毛織工業株式会社（定水寺）からは63万円程度の値下にご協力いただいております。尾州マークタグについては、公益財団法人尾州ファッションデザインセンターにご協力いただいております。